

川崎市高津区選挙管理委員会告示第11号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和7年7月3日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三

1 川崎市高津区役所内 川崎市高津区選挙管理委員会事務室

- (1) 所 在 地 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
- (2) 事務取扱期間 令和7年7月4日から令和7年7月19日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市高津区役所 橘出張所

- (1) 所 在 地 川崎市高津区千年1362番地1
- (2) 事務取扱期間 令和7年7月4日から令和7年7月19日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。